参　考　資　料

運輸部門におけるCO_2排出量の推移

〇1990年（温暖化対策の基準年）比で、CO2排出量が運輸部門全体で＋14.6%の増加。

〇運輸部門の約９割は自動車交通であり、特に、５割を占める自家用車（ガソリンを主に使用）が、41.6%増加。

運輸部門概況

（単位：億トン）

排出源	1990年	2007年	構成比	1990年⇒2007年
貨物車・トラック	0.95	0.89	35.6%	-6.2%
自家用車	0.85	1.20	48.2%	41.6%
バス・タクシー	0.10	0.09	3.6%	-9.7%
その他	0.28	0.32	12.7%	12.1%
計	2.17	2.49	100%	14.6%

<出典> 温室効果ガス排出・吸収目録

（参考）部門別CO2排出量の推移

（単位：億トン）

部門	1990年	2007年	構成比	1990年⇒2007年
産業	4.82	4.71	36.1%	-2.3%
運輸	2.17	2.49	19.1%	14.6%
業務	1.64	2.36	18.1%	43.8%
家庭	1.27	1.80	13.8%	41.2%
計	11.44	13.04	100%	14.0%

<出典> 温室効果ガス排出・吸収目録

人口一人当たりの税収額の指数（平成21年度決算見込）

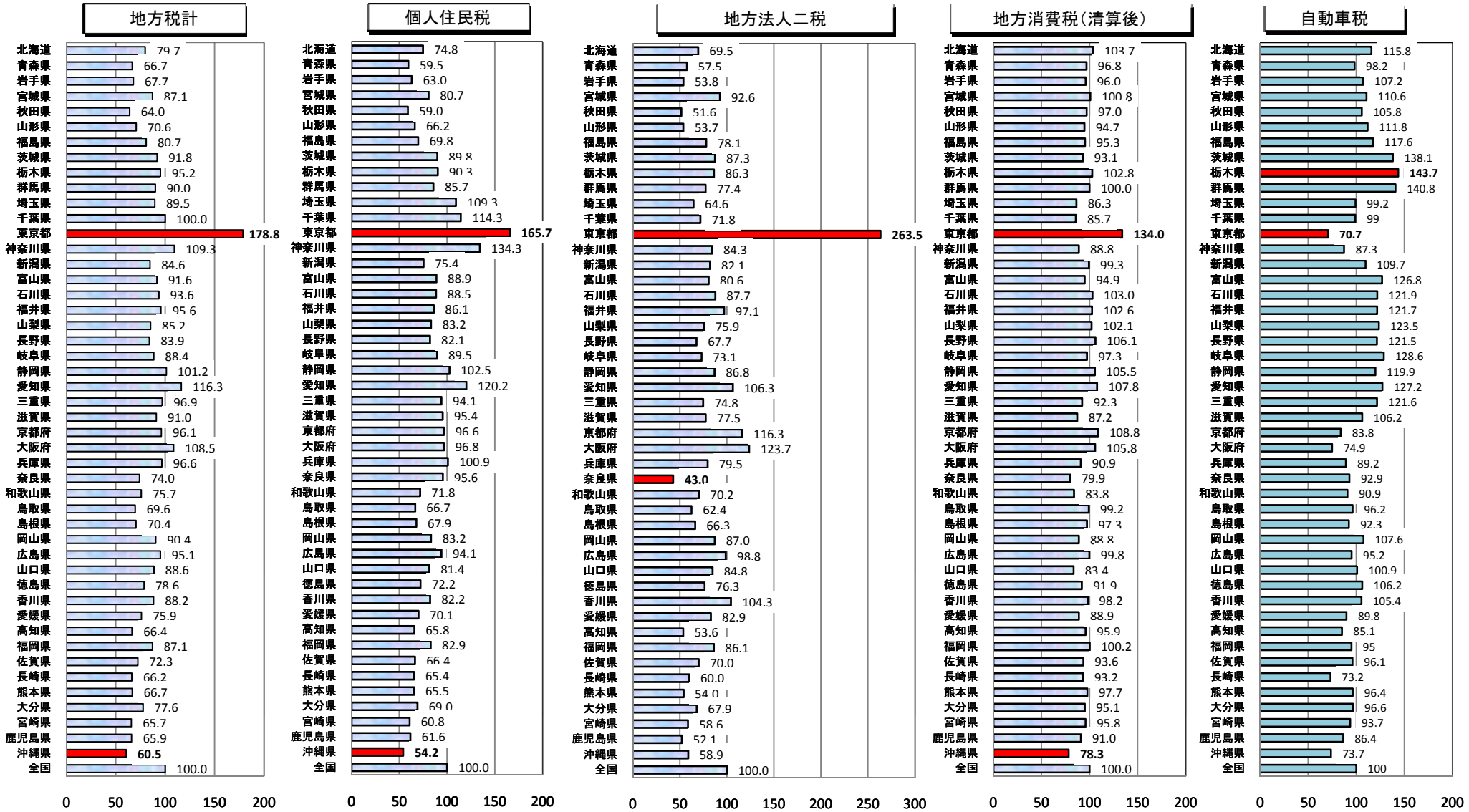

地方税計	個人住民税	地方法人二税	地方消費税（清算後）	自動車税
最大／最小：3．0倍	最大／最小：3．1倍	最大／最小：6．1倍	最大／最小：1．7倍	最大／最小：　2．0倍
35．3兆円	12．2兆円	4．8兆円	2．4兆円	1．7兆円

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
（注1）　地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
（注2）　個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税(均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
（注3）　地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
（注4）　自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
（注5）　人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

自動車関係諸税

	取　得	保　有		走　行
ガソリン車	自動車取得税 （地方税） 〔税率〕 自家用 取得価額の５％ 営業用、軽自動車 取得価格の３％ 〔税収〕 2,286億円	自動車税 （地方税） 〔税率〕 排気量等に応じて課税 〔税収〕 １兆6,272億円 〔納付〕 年１回徴収	自動車重量税 （国税） 〔税率〕 車両重量に応じて課税 〔税収〕 7,560億円 〔納付〕 車検時徴収	揮発油税 地方揮発油税 （国税）
ディーゼル車				軽油引取税 （地方税）
軽自動車		軽自動車税 （地方税） 〔税率〕 軽自動車(660cc以下) 二輪小型自動車(250cc超) 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 に定額課税 〔税収〕1,792億円 〔納付〕年１回徴収		揮発油税 地方揮発油税 （国税）

＜車体課税＞

注　税収は平成22年度予算・地方財政計画額。

平成22年度自動車税、軽自動車税及び自動車重量税の税収等

税収の全体像（イメージ）

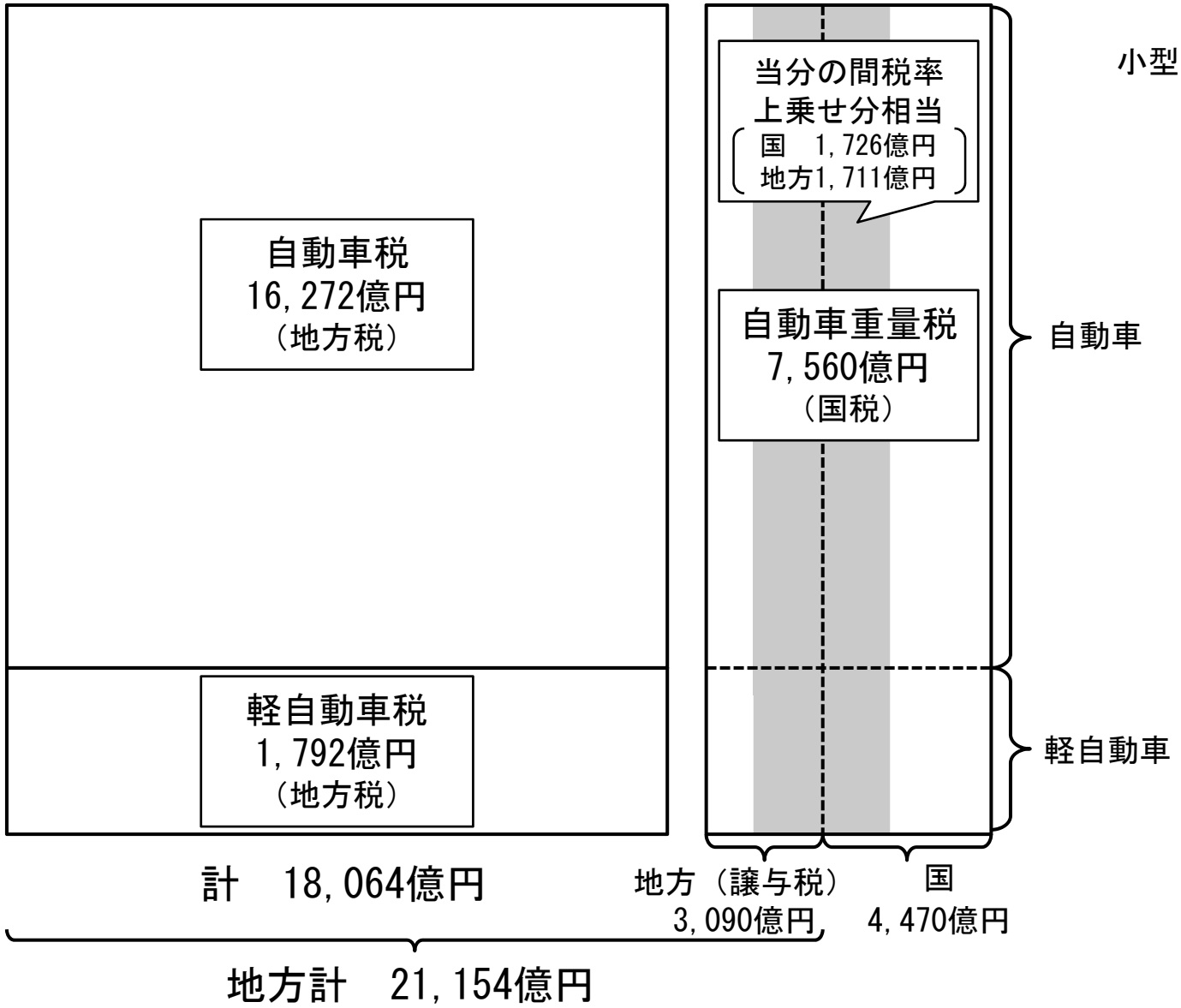

軽自動車と小型自動車の税負担水準（現行１年分・自動車重量税含む）

小型自動車（1,000cc）（乗用・自家用）

39,500円

自動車税	29,500円
自動車重量税	10,000円

※ 自動車重量税の税率は、1,000cc以下の車種の平均車両重量に対応する税率である。

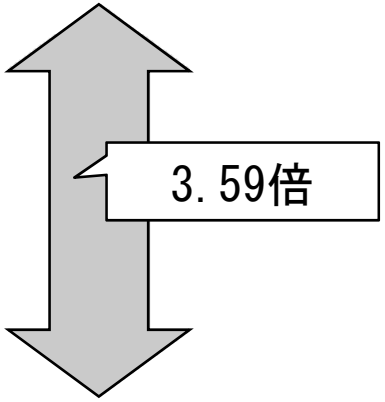

軽四輪（乗用・自家用）

11,000円

軽自動車税	7,200円
自動車重量税	3,800円

国・地方の自動車関係諸税の内訳

（単位：億円）

税目		税率	22年度	本則分相当	上乗せ分相当
国	揮発油税	（当分の間の税率）48.6円／ℓ （本則税率）24.3円／ℓ	25,760	12,880	12,880
	石油ガス税	（本則税率）17.5円／kg	120	120	―
	自動車重量税	＜自家用乗用＞ （当分の間の税率）5,000円/0.5t年 （本則税率）2,500円/0.5t年	4,470	2,744	1,726
	計		30,350	15,744	14,606
地方	地方揮発油譲与税	＜地方揮発油税＞ （当分の間の税率）5.2円/ℓ （本則税率）4.4円/ℓ	2,777	2,350	427
	石油ガス譲与税	＜石油ガス税＞ （本則税率）17.5円/kg	123	123	―
	自動車重量譲与税	＜自動車重量税・自家用乗用＞ （当分の間の税率）5,000円/0.5t年 （本則税率）2,500円/0.5t年	3,090	1,379	1,711
	自動車取得税	（当分の間の税率）自家用は取得価額の5% （本則税率）取得価額の3%	2,286	1,557	729
	軽油引取税	（当分の間の税率）32.1円/ℓ （本則税率）15.0円/ℓ	8,432	3,940	4,492
	自動車税	（例）乗用車（2,000ccクラス） （自家用）39,500円	16,272	16,272	―
	軽自動車税	（例）軽乗用車 （自家用）7,200円	1,792	1,792	―
	計		34,772	27,413	7,359
合計			65,122	43,157	21,965

（注１）自動車重量税については、22年度改正で、グリーン化を行いながら、上乗せ分の国分の約２分の１に相当する規模の税負担を軽減。この改正経緯を明らかにするため、自動車重量税及び自動車重量譲与税の「本則分相当」欄には、国・地方の本則税率分税収のそれぞれ３分の２相当額及び３分の１相当額を記載。それぞれの「上乗せ分相当」欄には、自動車重量税収及び自動車重量譲与税収からそれぞれの「本則分相当」を控除した残りを記載。なお、22年度改正で自動車重量譲与税法附則において当分の間として措置される譲与割合（1,000分の407）に基づく改正後の「本則分相当」は国2,441億円、地方1,618億円、「上乗せ分相当」は国2,029億円、地方1,472億円となる。

（注２）計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

自動車税の概要

項　　目	内　　容
１．課税主体	都道府県
２．納税義務者	自動車の所有者
３．課税客体	自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
４．税　　率	＜標準税率＞ 自動車の種別、排気量等ごとに設定　　【例】自家用乗用車（1,500cc超2,000cc以下）　39,500円 ＜制限税率＞ 標準税率の1.5倍 ＜グリーン化による特例税率＞（平成１３年創設） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）
５．納　　期	５月中において、都道府県の条例で定める。
６．税　　収	１兆６，２７２億円（平成２２年度地財ベース）

自動車重量税（国税）の概要

課税主体　国

納税義務者　上記の自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者

課税客体
①　新規検査若しくは予備検査による自動車検査証の交付又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査による自動車検査証の返付を受ける自動車
②　車両番号の指定を受ける軽自動車

税　　率
・以下の表は、次世代型自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）及び経年車（18年超）以外の自動車に対する税率。
・次世代型自動車については本則税率、経年車については暫定税率廃止前の税率水準が適用される。

（単位：円）

区分			自家用自動車			営業用自動車		
			車検有効期間					
			１年	２年	３年	１年	２年	３年
検査自動車	乗用自動車	車両重量0.5tごと	5,000	10,000	15,000	2,700	―	―
	バス	車両総重量１tごと	5,000	―	―	2,700	―	―
	トラック（車両総重量2.5t超）	〃	5,000	10,000	―	2,700	5,400	―
	トラック（車両総重量2.5t以下）	〃	3,800	7,600	―	2,700	5,400	―
	特種用途自動車	〃	5,000	10,000	―	2,700	5,400	―
	小型二輪	一両につき	2,200	4,400	6,600	1,600	3,200	4,800
	軽自動車	〃	3,800	7,600	11,400	2,700	5,400	―
届出軽自動車	軽二輪	一両につき	5,500			4,300		
	その他	〃	11,300			8,100		

※臨時検査については上記税率の２分の１の税率

納　　期　車検時（自動車の種類に応じて１～３年ごと）

税　　収　７，５６０億円（平成２２年度予算額）
（うち国税分４，４７０億円、譲与税分３，０９０億円）
割合：２／３は国、１／３を市町村へ譲与（自動車重量譲与税）
※　平成２２年度以降は、当分の間、国：５９３／１０００、市町村：４０７／１０００

平成22年11月9日
第8回 税制調査会
財務省提出資料

ＯＥＣＤ諸国のガソリン課税の推移

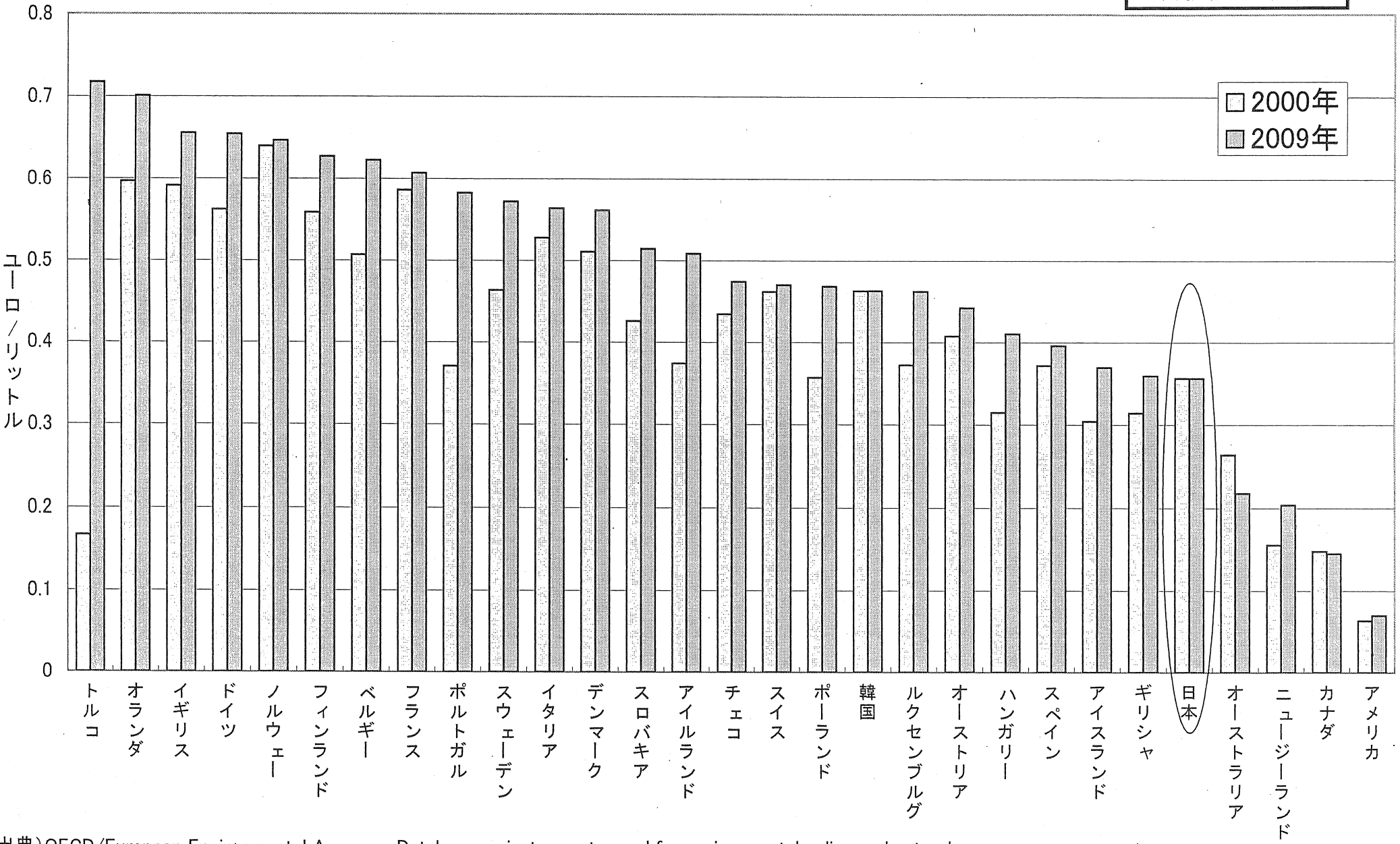

(出典)OECD/European Environmental Agency – Database on instruments used for environmental policy and natural resource management
(注1)カナダ、アメリカについては、連邦税と州税を合算した税額
(注2)為替レートについては、2008年の年平均レートで各国通貨をユーロに換算したもの(円については151.2円/ユーロ)
(注3)各国とも、消費税、小売売上税、付加価値税は算入していない(日本については揮発油税・地方揮発油税のみ)

２００９年ドイツの自動車税（保有税）改革の概要

旧自動車税

・排気量基準により課税

排気量基準
- ・ガソリン車　6.75ユーロ/100cc
- ・ディーゼル車　15.44ユーロ/100cc
  （ユーロ3排出ガス基準適合車の場合）

新自動車税

・CO2排出量基準と排気量基準の合算により課税

CO2排出量基準
- **・120g/km（免税基準）を超える1g/kmあたり2ユーロ**

排気量基準
- ・ガソリン車　2.0ユーロ/100cc
- ・ディーゼル車　9.5ユーロ/100cc

○ ドイツでは2009年7月1日より、CO2排出量に応じた課税を取り込むことを柱とした新自動車税を導入。

○ 新自動車税が適用されるのは、2009年7月以降に新規登録された乗用車。それまでに登録された乗用車は旧自動車税を継続適用（また、トラック、バスなどは新自動車税の対象外）。

○ 環境の要素を踏まえつつも、自動車はあくまで奢侈品課税、財産課税の性格によるという課税根拠の整理の上で、CO2排出量基準と排気量基準を併用して課税。

○ 新自動車税は税収中立を前提に、CO2排出量基準と排気量基準の比率を2：1として制度設計。

○ CO2排出量基準は、免税基準※を超えるCO2排出量（g/km）に比例的に税額が上昇する仕組み。

※ 免税基準は、EUのCO2排出量規制とリンクする形で設定。
- ・2009～11年　：　120g/km以下（2015年規制値）
- ・2012～13年　：　110g/km以下
- ・2014年～　：　95g/km以下（2020年規制値）

軽自動車税の概要

１　課税団体　　市町村

２　課税客体　　軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車

３　納税義務者　　軽自動車等の４月１日現在の所有者

４　標準税率

区分		年税額
原動機付自転車 (125cc以下)	イ　総排気量50cc以下のもの又は定格出力0.6kw以下のもの（ニに掲げるものを除く）	1,000円
	ロ　二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下のもの又は定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円
	ハ　二輪のもので 総排気量90cc超のもの又は定格出力0.8kw超のもの	1,600円
	ニ　三輪以上のもので 総排気量20cc超のもの又は定格出力0.25kw超のもので一定のもの	2,500円
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	イ　二輪のもの（側車付きのものを含む。）（125cc超250cc以下）	2,400円
	ロ　三輪のもの	3,100円
	ハ　四輪以上のもの 乗用のもの　営業用 自家用 貨物用のもの　営業用 自家用	 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円

５　制限税率　　標準税率の１．５倍

６　徴収方法　　普通徴収（月割課税なし）

７　税　　収　　１，７９２億円（平成２２年度地財ベース）

軽自動車と小型自動車（1,000cc）に係る各種料金比較

		軽自動車（乗用・自家用） 【総排気量　～660CC】	小型自動車（乗用・自家用） 【総排気量　1,000cc】	倍率
税　率	現行 （（軽）自動車税＋自動車重量税） ※1	11,000円 （7,200円＋3,800円）	39,500円 （29,500円＋10,000円※2）	3.59倍
自動車損害賠償責任保険料※3	24ヶ月契約	18,980円	22,470円	1.18倍
	36ヶ月契約	25,730円	30,910円	1.20倍
自動車検査手数料※4	新規検査等	1,400円	2,000円	1.43倍
	継続検査	1,400円	1,700円	1.21倍
高速道路利用料金※5 【東名高速】 （東京IC～小牧IC）	ETC割引なし	6,000円	7,500円	1.25倍
	ETC割引あり （休日特別6～22時）	1,600円	1,750円	1.09倍

※1　自動車重量税の税率は1年分の税率である。
※2　小型自動車（乗用・自家用）に係る自動車重量税の税率は自動車税の税率区分ごとに車両重量の平均値を算出し、その車両重量に対応する税率とした。
※3　自動車損害賠償責任保険料：離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率を使用（自動車損害賠償責任保険保険料（共済掛金）表（国土交通省HP）　による。）
※4　自動車検査手数料：車検場に車両を持ち込む場合の検査手数料（軽自動車検査協会HP及び自動車検査登録ガイド（国土交通省HP）による。）。
※5　高速道路利用料金：平成22年10月13日現在の高速道路利用料金。

環境自動車税（地方税）の創設

民主党Manifesto

○「将来的には、（略） **自動車重量税は自動車税と一本化**」

○「CO2等排出量について、**２０２０年までに２５％減**（1990年比）」

欧州の動向

○ 既に**１７カ国において**、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO２を導入**

≪代表的な導入国≫

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク　等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現　在

自動車税（地方税）　排気量（cc）に応じた課税

（1.6兆円（21年度地財ベース））

自動車重量税（国税）　車両重量に応じた課税

（本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円（21年度予算ベース））

一本化

環境自動車税（地方税）のイメージ

環境損傷負担金的性格
（CO2排出量を勘案した税率）

財産税的性格
（財産的価値を勘案した税率）

注）　課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

自動車関係税制に関する研究会報告書のポイント

平成22年9月15日
公　　表

➢ 現行の自動車税、軽自動車税、自動車重量税及び自動車取得税について、個別の財産に対する課税である車体課税として、車体の保有に着目する課税及び車体の所有権移転（取得）に着目する課税に整理。

1　保有段階における自動車への課税

➢ CO2排出削減に資する「環境自動車税」（地方税）を創設すべき。

○ 自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」を創設することにより、自動車関係税の簡素化を実現。
○ 「環境自動車税」は個別財産税であるとともに 、「公平の原則」に適う環境損傷負担金的性格を有するものとして整理。
○ 「環境自動車税」は地方税とすべき。

現　在

自動車税（地方税）
排気量等に応じた課税

自動車重量税（国税）
車両重量に応じた課税

一本化

環境自動車税（地方税）

環境損傷負担金的性格
CO2排出量を課税標準とする「CO2排出量割」

財産税的性格
排気量等を課税標準とする「排気量割」

○ あらゆる政策を総動員する地球温暖化対策の取り組みの必要性、厳しい財政状況、自動車関係税全体の負担水準の国際比較等を踏まえ、「環境自動車税」は、少なくとも税収中立を前提として制度設計を行うべきであり、自動車重量税の上乗せ分も含めた規模で一本化すべき。
○ 軽自動車税についても、上記の考え方を踏まえ整理。

2　取得段階における自動車への課税

➢ CO2排出削減のための様々な地球温暖化対策の取組がなされる中、保有段階及び取得段階でバランスのとれた課税を行うべく、取得段階の課税としての自動車取得税は、少なくとも当面は維持すべき。